









# 浮世絵が語る

## おだわら

小田原市史編さん専門委員  
岩崎宗純

れんごい

### 江戸時代の小田原



東海道  
小田原

### 城と宿場のある風景

天正十八年(一五九〇)小田原北条氏が滅び、城下町小田原の町並みも整って、貞享三年(一六八二)、稲葉貞時が将軍に薦がられ、高田に移される。夫久保忠世が五代目にあたる老中久保保助が、依古より転じ、以降明治以後、八十八の政權を運ぶ。大久保氏時代、江戸時代、小田原は、東海道の重要な宿場として、北隣の東海道の伝馬制度が設置されて以後、小田原は、宿場町としての姿を次第に整えていって、寛政十一年(一六九九)箱根関所が設けられる、関所を控えて、小田原は東海道五十三次(一六〇一)の重要な宿場として、預備のなかでも確立して

慶長十年(一六〇三)家康が江戸幕府を開く、江戸時代が始まる。世の世の江戸時代は、父小田原城主に任ぜられた有力譜代大名の一人として活躍する。慶長十八年(一六四二)月、高橋は、同僚を忠告の対立抗争に敗れ、近江(滋賀県)に五平石を封じ、肥後(熊本)に大久保氏の名を以て、諸大名が城下代官として在任する。諸大名が代官となり、天和五(一六五二)主、六(一六五三)主、寛永九(一六三二)幕府老中稲葉勝頼が城主となる。細葉氏の城主時代は、正勝、正則、正通、正隆が、この間に

### 北斎の東海道小田原

このように城下町と宿場町を兼ねた、江戸時代の小田原の姿を象徴的に描いている。両面中世に黒から白物をそろす。子馬、左手に杖、右に、背後に小田原城が一望できる。東海道五十三次、浮世絵は、広重の連作作品が著名だが、伝馬に先行する東海道の宿場として、北隣の東海道の作が、六丁、六丁、六丁が知られている。本國はその中の一つである。

### おしらせ

国民のみさぎに公益証書を発行し、広く利用していただくために日本公益証書連合会では、法律事務の協力を得て毎年10月1日から7日までの期間を「公益証書週」としています。公益証書とは、契約や遺言の際に、法務大臣の任命を受けた人が公益証書の発行を申請し、法務省が公正証書を作成し、後日その公正証書の取扱い、料金を払い戻し、又は同証書を交換し、又は日本道路協会小田原管理事務所(電話5107)で、お申し込みいただけます。

### おしらせ

国民のみさぎに公益証書を発行し、広く利用していただくために日本公益証書連合会では、法律事務の協力を得て毎年10月1日から7日までの期間を「公益証書週」としています。公益証書とは、契約や遺言の際に、法務大臣の任命を受けた人が公益証書の発行を申請し、法務省が公正証書を作成し、後日その公正証書の取扱い、料金を払い戻し、又は同証書を交換し、又は日本道路協会小田原管理事務所(電話5107)で、お申し込みいただけます。

### おしらせ

国民のみさぎに公益証書を発行し、広く利用していただくために日本公益証書連合会では、法律事務の協力を得て毎年10月1日から7日までの期間を「公益証書週」としています。公益証書とは、契約や遺言の際に、法務大臣の任命を受けた人が公益証書の発行を申請し、法務省が公正証書を作成し、後日その公正証書の取扱い、料金を払い戻し、又は同証書を交換し、又は日本道路協会小田原管理事務所(電話5107)で、お申し込みいただけます。

人生80年時代。平均寿命が伸び、長い人生をいかに計画的に過ごすかが課題になってきています。老後を明るく豊かなものにするためにも、国民年金制度の果たす役割はますます重要で。だれにでもみられる定年や、万一のときに備え、あなたのために、みんなのために国民年金制度を支え合ってください。

# 知ってるつもり

## 国民年金

### Q&A

#### 「遺族基礎年金」



私の夫



この二人

Q 国民年金加入中に入年を迎えてから死亡した。なお、生活が苦しい時期に保険料を免除されていた期間も二人残してかて死亡した。生活が苦しい時期に保険料を免除されていた期間も二人残してかて死亡した。生活が苦しい時期に保険料を免除されていた期間も二人残してかて死亡した。

が二年間あります。遺族基礎年金を受けたいのですが、二以上の納付を要する要件金の請求手続きをさせていただきます。

A 納付5年未満2年未納2年

厚生年金	国民年金	納付5年未満2年未納2年
10年	免除2年	



### 北方の領土かえる日 平和の日

### 小田原市の国民年金(平成3年度)

- 1 国民年金保険料納付額 1,968,174,460円
- 2 国民年金受給状況
  - ② 拠出年数受給者数 15,688人
  - 受給額 5,927,328,700円
  - ② 老齢福祉年金受給者数 1,067人
  - 受給額 366,655,545円

注) 老齢福祉年金は、現在81歳以上の方で、厚生年金や共済年金の受給資格のない方や、受給していてもその年金額が648,000円未満の方が受給する年金額です。ただし、本人・配偶者及び扶養義務者の所得により支給制限があります。受給者は、毎年4月と8月に年金証書を市役所に提出していただきます。





